

別紙 1

仕 様 書

1 業務名

奥山工場不適物運搬業務

2 業務概要

山口エコテック株式会社の施設（以下「セメント原料化施設」という。）から吉母管理場へ主灰に含まれる不適物の運搬を行う。

3 主な実施場所

セメント原料化施設（周南市晴海町 7 番 46）から
吉母管理場（下関市大字吉母字舟頭 10332-1）まで

4 委託期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

5 運搬予定数量

7 9 0 トン

6 業務内容

- (1) 受託者は、セメント原料化施設へ搬入された主灰に含まれるセメント原料化が困難な不適物を吉母管理場へ運搬し、指定場所に荷下ろしする。
- (2) 不適物の積み込みは、セメント原料化施設の従業員が行う。

7 運搬条件

- (1) 運搬車両 天蓋密閉式ダンプトラック
- (2) 運搬経路 指定しない
- (3) 運搬先 吉母管理場
- (4) 運搬日 市の指定日に行う
- (5) 運搬時間 午前 8 時 3 0 分から午後 4 時まで

8 業務実施

- (1) 不適物の運搬予定量を市から受託者へ通知する。
- (2) 市の都合により日程及び運搬予定量を変更する場合は、事前に受託者へ通知する。

9 確認方法

主灰に含まれる不適物の数量は、セメント原料化施設の計量証明により確認するものとするが、吉母管理場での搬入時の計量確認も実施し、必要に応じて双方が立会いの上、照合する。

10 完了報告

受託者は、毎月の業務の実施を完了したときは、速やかに業務の成果に関する報告書（以下「完了報告書」という。）を市に提出しなければならない。

1.1 受託者の遵守事項

- (1) 業務実施に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（以下「廃棄物処理法」という。）、労働基準法（昭和22年法律第49号）、道路交通法（昭和35年法律第105号）、貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）及び道路運送法（昭和26年法律第183号）その他関係法令を遵守すること。関係機関より各法令に基づく改善命令、措置命令等の指導を受けた場合は、速やかに対応するとともに、内容等を書面により遅滞なく市に報告すること。
- (2) 5に定める運搬予定数量に達した時点で、本業務は完了するものとする。ただし、不適物の運搬数量はごみ質又は焼却炉の運転状況により運搬予定数量に達しない場合があるが、市はその運搬予定数量に拘束されるものではなく、何ら義務を負うものではない。
- (3) 不適物は廃棄物として取り扱い、適切に処理すること。

- (4) 運搬は午前8時30分から午後4時までに完了すること。ただし、交通事情等の受託者の責めによらない事由により、やむを得ず上記の時間までに完了できない場合は、市に連絡すること。
- (5) 運搬中は、道路交通法及び関係法令を遵守し、交通事故及び過積載の防止に努めること。また、法定速度を厳守し、構内では20km/h以下で走行すること。
- (6) 運搬中は、周囲の人や車の安全を妨げることをしないよう十分に配慮し、天蓋により密閉し、道路等への飛散防止に努めること。
- (7) 運搬車両は、日常点検及び定期整備を十分に行うこと。
- (8) 業務実施中に事故、故障等が発生し、または発生の恐れがあるときは、直ちに適切な措置を講じるとともに市へ報告すること。
- (9) 運搬車両の故障等に備え、緊急整備体制を整えておくこと。
- (10) 実施に当たっては、市の指示に従うこと。
- (11) 受託者の責めに帰すべき事由によって、市又は第三者に損害を与えた場合は、その損害額を賠償すること。
- (12) 業務実施に伴う関係各所との連絡調整は、受託者にて行うこと。
- (13) 業務実施に当たっては、仕様書に従い、疑義が生じたときは、市と受託者協議の上、誠意をもって解決すること。
- (14) 本仕様書に明記なき事項であっても、業務の遂行上必要と認められるものについては、受託者の責任において行うこと。
- (15) 本仕様書等に定める市への報告書等には、記載したものを容易に消去することのできる筆記用具（鉛筆、消せるボールペン等）を使用しないこと。